

平成25年4月1日 施行「改正犯罪収益移転防止法」に伴う取引時の確認にご協力ください



いつもJA北九をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成25年4月1日施行の『改正犯罪収益移転防止法』に伴い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、取引時の確認事項が変更になります。

つきましては、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。


①取引時の確認事項が増えます

取引時の確認事項に、本人特定事項【氏名、住所、生年月日】(個人)/名称、所在地(法人)のほか、**取引を行う目的、職業(個人)、事業内容(法人)、実質的支配者(法人)**が追加されます。

②特定事業者が新たに追加されます

③ハイリスク取引時の確認に注意が必要です

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引)を行う際に、**厳格な確認が必要**です。また、当該取引が**200万円を超える財産の移転を伴う場合**には、**資産および収入の状況の確認も必要**です(司法書士等士業者を除く)。

 [別紙2 ポスター\(政府作成\)\[1\].pdf](#)